

平成20年9月22日

各位

株式会社ほつかほつか亭総本部  
代表取締役 青木 達也

株式会社プレナスに対する仮処分命令申立事件について

株式会社プレナス（以下「プレナス」といいます。）を相手に申立てをしていた仮処分命令申立事件について、当社は、東京地方裁判所の判断を不服として東京高等裁判所に抗告しておりましたが（同裁判所平成20年（ラ）第537号標章使用等禁止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件）、9月18日、抗告を棄却するとの決定がありましたので、お知らせします。

決定においては、プレナスに対して持ち帰り弁当の事業を営むこと等の差止めを求める申立て自体は残念ながら棄却されているものの、プレナスには当社との間の契約に違反する行為があったというべきである、と明確に判断されており、当社の主張が主要な部分において認められております。当社としては、かかる裁判所の判断を評価しており、今後、プレナスに対する法的措置について検討していく所存です。

以上